経　営　管　理　権　集　積　計　画

1　個別事項

整理番号	早集計　1	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 早川町長　　辻一幸	（所在地） 山梨県南巨摩郡早川町高住７５８
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢						
1	早川町薬袋字石塚	1559	102	1559	山林	0.002	スギ	68	2024.4.1	5年 (2029.3.31)	別添1参照	乙は間伐材の搬出・販売は行わない。	収益は生じないため乙から甲への金銭の支払いは行わない。	区域図は別添の通り
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														

経　営　管　理　権　集　積　計　画

1　個別事項

整理番号	早集計　2	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 早川町長　　辻一幸	（所在地） 山梨県南巨摩郡早川町高住７５８
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢						
1	早川町薬袋字石塚	1554	102	1554	山林	0.1	スギ	60	2024.4.1	５年 （2029.3.31）	別添1参照	乙は間伐材の搬出・販売は行わない。	収益は生じないため乙から甲への金銭の支払いは行わない。	区域図は別添の通り
2	〃	1574	102	1574	山林	0.2	〃	54	〃	〃	〃	〃	〃	〃
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														

経　営　管　理　権　集　積　計　画

1　個別事項

整理番号	早集計　3	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 早川町長　　辻一幸	（所在地） 山梨県南巨摩郡早川町高住７５８
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢						
1	早川町薬袋字石塚	1573	102	1573	山林	0.087	スギ	62	2024.4.1	５年（2029.3.31）	別添1参照	乙は間伐材の搬出・販売は行わない。	収益は生じないため乙から甲への金銭の支払いは行わない。	区域図は別添の通り
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														

経　営　管　理　権　集　積　計　画

1　個別事項

整理番号	早集計　4	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 早川町長　　辻一幸	（所在地） 山梨県南巨摩郡早川町高住７５８
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢						
1	早川町薬袋字白狐	1572	102	1572	山林	0.0100	スギ	62	2024.4.1	５年（2029．3.31）	別添1参照	乙は間伐材の搬出・販売は行わない。	収益は生じないため乙から甲への金銭の支払いは行わない。	区域図は別添の通り
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														